

【一般財形（期日指定定期コース）】

三井住友信託銀行株式会社
(平成 26 年 5 月 7 日現在)

●この「商品概要説明書」は、財産形成預金(期日指定定期コース)の商品内容の概要を記載したものです。

項 目	内 容
1. 商品名＜愛称＞	・ 財産形成預金（期日指定定期型） ＜愛称・一般財形(期日指定定期コース)＞
2. ご利用になれる方	・ 委託先事業主の従業員の方に限ります。
3. 預入期間	[この預金に係る期日指定定期預金] ・ 積立期間は3年以上です。 ・ 積立ごとに1年間を据置期間とし、積立日の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金を作成します。 ・ 最長預入期限に元利金合計額で自動継続します。 ・ 自動継続を停止した場合、満期日はこの預金の全部または一部について、据置期間経過後最長預入期限までの間で自由に指定できます(ただしその1か月前までの通知が必要です)。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入単位	・ 給与・ボーナスからの天引き積立です。 ・ 1円以上1円単位
5. 支払方法	・ 満期日以後一括してお支払いします。
6. 利息 (1) 利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・ 預入日に店頭表示する一般財形預金(期日指定定期コース)「2年未満利率」・「2年以上利率」を適用します。 ・ 積立ごとの預入時の利率は満期日までは変わりません。(固定金利) ・ 金利情勢等によっては、お預け入れ期間にかかわらず、適用利率が同じになる場合があります。 ・ 継続日に一括して元金に組入れます。 ・ 自動継続を停止した場合は、満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算(1年複利計算)。 ・ 満期日の指定があった場合、満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。

商品概要説明書

7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約 (1) 中途解約の方法 (2) 中途解約利息	・ やむを得ない事由がある場合に限り、中途解約できます。 ・ 中途解約の場合は、当社所定の中途解約率により計算した利息を元本とともにお支払いします。 ・ 中途解約の場合、積立毎に以下の中途解約利率(少数点第4位以下切捨て)により計算した利息をお支払いします。(中途解約時の金利情勢等により、中途解約利率が解約時点の普通預金利率を下回る場合があります。) 《預入していた期間》 《中途解約利率》 6 か月未満 … 解約日の普通預金利率 6 か月以上1年未満 … 「2年以上利率」×40% 1年以上1年6か月未満 … 「2年以上利率」×50% 1年6か月以上2年未満 … 「2年以上利率」×60% 2年以上2年6か月未満 … 「2年以上利率」×70% 2年6か月以上3年未満 … 「2年以上利率」×90%
10. 当社が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
11. その他参考となる事項	・ この財形預金は元本保証商品です。 ・ また預金保険制度の対象となっていますので、万一当社が払戻しを停止した場合においても預金保険の保険金の範囲内までは保護されます。